大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許	国外運転免許証の表紙二ページの裏（以下「二ページ裏」という。）のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車	
大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許	二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車	
［略］		

（講習）

第三十八条　［1・2　略］

3　法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

［一・二　略］

三　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

［四～六　略］

4　法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようとする者が準中型免許を受けようとする者であつて、現に普通免許を受けているものであるときは、その者の講習は、同表の準中型免許の項第三欄第一号から第三号までに掲げる講習事項（同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）について、同項第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（講習方法）
大型免許	大型車講習	一　貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二　夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三　路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	教本、大型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
中型免許	中型車講習	一　貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚

大型免許、中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許	国外運転免許証の表紙二ページの裏（以下「二ページ裏」という。）のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車	
大型免許、中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許	二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車	
［同上］		

（講習）

第三十八条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

［四～六　同上］

4　［同上］

一　次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（講習方法）
大型免許	大型車講習	一　専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下この表において「貨物自動車」という。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二　夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三　路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	教本、大型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
中型免許	中型車講習	一　貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚